

保育施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱

(制定) 令和4年7月27日付4こ家第247号

(改正) 令和5年1月4日付4こ家第533号

(改正) 令和5年5月31日付5こ家第126号

(改正) 令和8年3月13日付7こ家第420号

(改正) 令和8年7月8日付8こ家第204号

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油・原材料価格の高騰に直面する県内の事業者のエネルギーコストの削減を促進し、持続可能な経営構造への転換と2050年度に二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量をゼロにする「2050ゼロカーボン」の実現を図るため、県内事業者が実施する省エネルギー効果の高い設備及び再生可能エネルギー設備の更新及び新設（以下「更新等」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する事業（以下「本事業」という。）について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育施設等

長野県内に所在する次のアからカのいずれかに該当する施設で、指導監査においては是正改善の指示を繰り返し受けていない施設

ア 認可保育所（児童福祉法（（昭和22年法律第164号。以下、「法」という。）第35条第4項の規定により認可された保育所）

イ 地域型保育事業所（法第34条の15第2項の規定により認可された事業所のうち居宅訪問型事業及び家庭的保育者の居宅にて保育を行うものを除く。）

ウ 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の規定により認定された認定こども園及び同法17条の規定により認可された幼保連携型認定こども園）

エ 法第59条の2の規定により届け出を行っている中核市に所在する認可外保育施設のうち、以下のいずれも満たしている施設

(ア) 子ども子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。）第1条の5各号に定める事由に該当するものと市長が認める児童を受け入れており、認可保育所等の補完をしていると市長が認め運営費を助成する施設

(イ) 認可外保育指導監督基準を概ね遵守しており、文書による改善指導を繰り返し受けていないこと

オ 法第59条の2の規定により届け出を行っている認可外保育施設のうち、市町村が子育て支援総合助成金交付要綱（平成27年11月17日付け27こ家第484号長野県県民文化部長通知）の第2（1）イに規定する認可外保育施設児童処遇向上事業を活用し、

補助を行う施設

カ 企業主導型保育事業所（「企業主導型保育事業等の実施について」（平成29 年 4 月 27 日府子本第370 号、雇児発0427 第 2 号 内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）の別添「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第5 の3 (2) ④に基づき、公益財団法人児童育成協会（以下「協会」という。）が助成する施設）

(2) 省エネ設備 省エネルギー効果の高い設備をいう。

(3) 再エネ設備 再生可能エネルギー源を利用するための設備（太陽光発電システム等）をいう。

(4) 太陽光発電システム 太陽電池モジュール及び太陽電池モジュールにより発電した電力を供給する装置並びにこれらに附属する装置の総体をいう。

（交付対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、保育施設等の設置者のうち、保育施設等の省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う設備を所有する者とする。（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。

(1) 県税の滞納がある者

(2) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う事業所のエネルギー（電気、ガス等）の使用量を把握することができない者

(4) その他知事が適当でないと認める者

（交付対象事業等）

第 4 条 第 1 条に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次に掲げるとおりとする

(1) 省エネ設備更新等事業 省エネ設備の更新等を行う事業

(2) 再エネ設備導入事業 再エネ設備を新たに設置する事業

2 前項の事業実施にあたっては、次のコースを選択するものとする。各コース及び前項各号の補助率等、補助下限額及び補助上限額は別表 1 に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 基本コース

(2) 促進コース 次のいずれの要件も満たすこと。

ア 事業活動温暖化対策計画書（第 5 次計画期間）を県に提出している又は提出すること（温室効果ガス排出量の目標削減率を 9 % 以上（年平均 3 % 以上）とすること）

イ 長野県SDGs推進企業登録制度における登録を行っている又は行うこと

（交付対象設備）

第5条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表2に掲げるとおりとする。

（交付対象経費）

第6条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する次に掲げる経費のうち、知事が適当と認めたものとする。

- （1）設備費（補助対象設備の更新等に係る購入、製造、据付等に必要な経費をいう。）
- （2）工事費（補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事及び設計に必要な経費をいう。）
- （3）処分費（補助対象設備を更新する場合の既存設備等の撤去・処分に必要な経費をいう。ただし、更新前の設備を処分した際に得られた収益は、補助対象経費から控除する。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象としない。

- （1）過剰であるとみなされるもの又は予備若しくは将来用のものに要する経費
- （2）中古の設備の導入に係る経費
- （3）諸経費（リース料、保証料等）
- （4）消費税及び地方消費税
- （5）第9条の規定により知事が交付決定を行った日以前に契約締結したものに係る経費

（事業計画の認定）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業計画承認申請書（様式第1号）に、別表3に掲げる関係書類を添付して知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、認定の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第8条 前条第2項の認定を受けた申請者は、交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- （1）様式第2号別紙に掲げる書類
- （2）エネルギーコスト削減等計画書（様式第3号）（基本コースの申請者に限る。）
- （3）その他知事が必要と認める書類

2 第1項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税を減額して申請しなければならない。

（交付の決定）

第9条 知事は、前条第1項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の実施に当たっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、知事に変更承認の申請を行うこと。ただし、次のいずれにも該当する軽微な変更を除く。
 - ア 補助金の交付の目的に変更をもたらすものでないもの
 - イ 補助金の増額がなく、かつ補助対象経費が20パーセント以上増減しないもの
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認又は指示を受けること。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、定款及び経理規程等に定める手続に基づき適正に行うとともに、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- (4) 補助対象経費に関して国その他の団体から重複して本補助金以外の補助金等を受給しないこと。
- (5) 第9条の規定による交付の決定があった日の属する年度の翌年度に、同年度を初年度とする特定期間（長野県地球温暖化対策条例施行規則（平成18年長野県規則第22号）第4条第1項に規定する特定期間をいう。以下「特定期間」という。）に係る長野県地球温暖化対策条例（平成18年長野県条例第19号）第12条第1項に規定する事業活動温暖化対策計画（以下「事業活動温暖化対策計画」という。）を提出すること（促進コースの申請者に限る。）。
- (6) 第9条の規定による交付の決定があった日の属する年度から次条に定める事業期間の最終年度まで継続して、長野県地球温暖化対策条例第12条第9項又は第10項の規定により報告すべき実施状況等を知事に報告すること（促進コースの申請者に限る。）。
- (7) 第18条第1項の規定による事業実績報告書の提出を行った日の属する年度（4月1日から3月31日までをいう。以下同じ。）の翌々年度の4月30日（第16条第1項の承認を受けた場合は、知事が別に定める日）までに、エネルギーコスト削減等実績報告書（様式第4号）を知事に提出すること（基本コースの申請者に限る。）。
- (8) 次条に定める事業期間の最終年度まで継続して、必要な書類の提出及び現地調査等に応じること。
- (9) 前各号に掲げる事項のほか、補助事業の実施に当たりこの要綱その他法令及び条例の規定を遵守すること。
- (10) 前条の通知の受領後、県が本事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。

（事業期間）

第11条 本事業の事業期間は、第9条の規定による交付の決定があった日の属する年度の1月8日までとする。

（内容の変更等）

第12条 第10条第1号の規定による承認の申請又は同条第2号の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするとき 事業変更承認申請書（様式第5号）

(2) 補助事業を中止し又は廃止しようとするとき 事業中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）

（申請の取下げ）

第13条 申請者は、第 9 条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。

2 申請者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第 9 条の通知があった日から20日以内に、交付申請取下届出書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

（事前着手）

第14条 申請者は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、第 7 条第 2 項の認定を受けた後、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、この限りでない。

2 申請者は、前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手しようとするときは、あらかじめ交付決定前事業着手届出書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

（事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき（補助事業の遂行が困難となったときを含む。）は、事業計画遅延等報告書（様式第 9 号）により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、次条第 1 項の繰越承認申請書を提出した場合は、交付決定日の属する年度における事業計画遅延等報告書の提出を省略することができる。

（繰越承認申請）

第16条 補助事業者は、補助事業が交付決定日の属する年度内に完了しないときは、知事が定める日までに繰越承認申請書（様式第10号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の繰越承認申請書を受理したときは、内容を審査の上、補助事業の翌年度への繰越しの可否を決定し、その結果を補助事業者に通知するものとする。

（状況報告等）

第17条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

2 補助事業者は、前項の調査に関して立会いその他の協力をしなければならない。

（実績報告）

第18条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定日の属する年度（第16条第 1 項の承認を受けた場合は、交付決定日の属する

年度の翌年度)の1月8日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行った建物及び設備の概要が確認できるカラー写真
 - (2) 支出が確認できる書類(契約書等の写し、請求書の写し、領収書の写し、銀行等で振込したことが分かる書類)
 - (3) 既存設備を撤去した場合には処分が完了したことを証する書類(産業廃棄物管理票(マニフェストD票)の写し、フロンの引取証明書の写し(フロン類が含まれる設備を撤去した場合に限る。))及び家電リサイクル券の写し(一般用エアコン又は一般用冷凍・冷蔵庫を撤去した場合に限る。))
 - (4) 導入した設備の保証書の写し
 - (5) 事業活動温暖化対策計画の写し(当該年度が属する特定期間に係るものに限る。)(促進コースの申請者に限る。))
 - (6) 長野県SDGs推進企業登録制度に登録済みの場合は登録証の写し、又は申請済みであるが登録証がない場合は長野県SDGs推薦企業登録申請書の写し(促進コースの申請者に限る。))
 - (7) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において県の会計年度が終了したときは、当該会計年度の翌年度の4月30日までに年度終了実績報告書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第19条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により確定した補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第20条 知事は、第12条第1項第2号の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次のいずれかに該当する場合は、第9条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 第22条の規定に違反して承認を受けないで補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供した場合
- (4) 前各号のほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に

違反した場合、又は知事の指示に従わなかった場合

- 2 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(取得財産の管理)

第21条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産について、取得財産管理台帳兼取得財産明細書（様式第14号）を備え、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間（以下「処分制限期間」という。）内管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第 22 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産（以下「処分制限財産」という。）を、処分制限期間内において、補助金の交付の目的に反して処分する（使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）ときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書（様式第 15 号）を提出し、承認を得なければならない。

- 2 知事は、補助事業者が処分制限財産を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入に相当する補助金額の全部又は一部を県に返還させることができる。

(帳簿の整備)

第23条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助金の額が確定した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 8 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

コース	対象事業	補助対象設備の 区分	補助率	補助下限額 及び上限額
基本 コース	省エネ設備 更新等事業 及び再エネ 設備導入事 業	省エネ設備及び 下記を除く再エ ネ設備	2/3 以内	補助下限額 50 万円 補助上限額 500 万円
		太陽光発電シス テム（50kW 未 満、全量売電を 除く）	定額 （出力 1kW 当たり 4 万円以内）	
促進 コース	省エネ設備 更新等事業	省エネ設備	3/4 以内	補助下限額 なし 補助上限額 1500 万円

※ただし、次に該当する場合は、2 以上の施設・事業所あたりで補助下限額及び上限額を適用する。

- ・省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う建物内に 2 以上の施設・事業所を有する場合
- ・2 以上の施設・事業所が共同で使用する建物内の省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う場合

※補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表 2 (第 5 条関係)

設備	対象 区分	設備の種別	規格	概要	省エネルギーに関する 基準等
空調・換気設備	更新	業務用エアコン	JIS B 8616 (パッケージエ アコンディショ ナ)	室内の快適な空気調和を目的とし、空気の循環によって冷房（暖房を兼ねるものを含む。）を行う、主として業務用の建物に用いられるように設計・製作されたエアコンディショナ（冷房専用、冷房・暖房兼用及び冷房・電熱装置暖房兼用の総称）であって、電動式の圧縮機、室内・室外熱交換器、送風機などを一つ又は二つのキャビネットに収納したもので、空冷式のものと及び水冷式のもののうち、定格冷房標準能力が 56kW 以下のもの。	省エネ基準達成率 100% 以上※ 1
		一般用エアコン	JIS C 9612 (ルームエアコ ンディショナ)	室内の快適な空気調和を目的とし、冷房、並びに空気の循環及び除塵を行うルームエアコンディショナ（暖房を兼ねるものを含む。）であり、圧縮式冷凍機・送風機などを一つのキャビネットに内蔵した一体形で定格冷房能力が 10kW 以下のもの、圧縮式冷凍機・送風機などを二つのキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に一台の室内機を接続した定格冷房能力が 10kW 以下のもの、又は圧縮式冷凍機・送風機などを三つ以上のキャビネットに内蔵した分離形で一台の室外機に二台以上の室内機を接続した定格冷房能力が 28kW 以下のもの。	省エネ基準達成率 100% 以上※ 1
		ガスヒートポン プエアコン	JIS B 8627 (ガ スヒートポンプ 冷暖房機) JRA4069-2020 JRS4058-2017 (発 電機付)	室内の快適な空気調和を目的として、都市ガス又は液化石油ガスを燃料とするガスエンジンによって、蒸気圧縮冷凍サイクルの圧縮機を駆動し、かつ、暖房時にエンジン排熱を回収利用するヒートポンプ式の冷暖房機であって定格冷房標準能力が 85 kW 以下のもの。	省エネ基準達成率 100% 以上※ 1
		換気装置（熱交 換型）	JIS B 8628 (全 熱交換器) で定 める全熱交換器 単体又は全熱交 換・換気ユニッ ト	居住空間などの快適な空気調和における省エネルギーを目的とした、補助加熱（霜取りを除く。）、冷却、加湿又は除湿部を除いた、給気及び排気の間で空気中の熱及び水分の交換を行う、空気対空気の熱交換器を備えたもの。	熱交換率（全熱交換効 率）60%以上
		温風暖房機・ ジェットヒー	JIS A 4003 (温 風暖房機) JIS	(温風暖房機) 主として暖房に用いる灯油、重油、都市ガス又は液化石	最大効率〔熱出力又は 有効発熱量 (kW) /

		ター	B 8416（業務用油だき可搬形ヒータ）	油ガスを燃料とする定格暖房能力 18.6kW 以上のもの。 （業務用油だき可搬形ヒータ） 灯油、軽油又は重油を燃料とし、燃料消費量が 0.7kg/h 以上 9kg/h 以下の主として業務用に用いる車輪・持運び用の取っ手などがついている移動が容易な構造のヒータであり、据置形でないもの。	燃料消費量（kW 換算）] 85%以上
照明設備	更新	業務用 LED 照明器具（人感センサー付きのものを含む）	JIS C 8106（施設用 LED 照明器具・施設用蛍光灯器具）で定める施設用 LED 照明器具	施設の全般照明に使用する入力電圧が交流 300V 以下の差込みプラグ・引掛けシーリングローゼットなどの接続器を使用しないで、電源の電線を接続する LED 光源を主光源とする照明器具及びライティングダクトに接続するためのプラグをもつライティングダクト用の LED 光源を主光源とした照明器具（一般用照明器具、移動灯器具、道路及び街路照明器具・投光器、電球形 LED ランプを使用した照明器具を除く。）	省エネ基準達成率 100% 以上※ 1
		一般用 LED 照明器具（人感センサー付きのものを含む）	JIS C 8115（家庭用 LED 照明器具・家庭用蛍光灯器具）で定める家庭用 LED 照明器具	主として家庭で用いる入力電圧が交流 100V の電源に差込みプラグ・引掛けシーリングローゼットなどによって容易に接続できる LED 光源を主光源とする照明器具（防水照明器具、移動灯器具、電球形 LED ランプを使用した照明器具を除く。）	省エネ基準達成率 100% 以上※ 1
		非常時用照明器具（非常灯・誘導灯）	JIL 5501（一般社団法人日本照明工業会）に基づき適合と評定された LED 光源を使用する非常灯、JIL 5502 に基づき適合と認定された LED 光源を使用する誘導灯	（非常灯） 火災などの災害発生による停電の場合に避難経路を照明するための全般照明用の非常時用照明器具 （誘導灯） 常用点灯モードの間及び火災などの災害発生による停電の際に避難口又はそれへの通路を表示するための非常時用照明器具 ただし、法令（建築基準法・消防法等）に適合するものに限る。	更新前と比較して定格消費電力(W)の改善が見込まれること
冷蔵・冷凍設備	更新	業務用冷蔵・冷凍庫	JIS B 8630（業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫－特性及び試験方法）で定め	密閉形圧縮機冷却装置と貯蔵室を構成する箱体とを一体とした定格内容積 2,000L 以下で汎用性のある量産された業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫（電気以外のエネルギー源で作動する業務用冷却機器を除く。）	省エネ基準達成率 100% 以上※ 1

			る業務用の電気 冷蔵庫及び電気 冷凍庫		
		一般用冷凍・冷 蔵庫	JIS C 9607 (電 気冷蔵庫及び電 気冷凍庫) で定 める家庭用の電 気冷蔵庫及び電 気冷凍庫	圧縮式冷凍機と貯蔵室とで構成する箱体を一体とした定 格内容積 800L 以下の家庭用電気冷蔵庫及び定格内容積 600L 以下の家庭用電気冷凍庫	省エネ基準達成率 100% 以上※ 1
		冷凍・冷蔵 ショーケース	JIS B 8631-1 (冷凍・冷蔵 ショーケースー 第 1 部：用語) で定める冷凍・ 冷蔵ショーケー ス	食品の販売及び陳列のために収容した冷蔵又は冷凍食品 を規定の温度範囲内に維持することができる、冷凍・冷 蔵システムで冷却されたショーケース (冷凍・冷蔵自動 販売機、移動販売若しくは類似の非小売り用として意図 したショーケースを除く)	省エネ基準達成率 100% 以上※ 1
		冷凍・冷蔵ユ ニットクーラ	JIS B 8626 (冷 凍用ユニット クーラー冷凍能 力試験方法) で 定めるユニット クーラーであり、 冷凍用のもの	冷媒液・ガス熱交換器付きを含む、冷却管内で冷媒を蒸 発させて管外空気を冷却する工場組立ユニットで、空 気を強制循環させる送風機をもつ冷凍用又は冷蔵のユニ ットクーラ	冷却能力 (kW) / 消費電力 (kW) 20.0 以 上 (標準定格試験条件)
		コンデンシング ユニット	JIS B 8623 (コ ンデンシングユ ニットの試験方 法)、JRA 4019 (コンデンシン グユニット) で 定めるコンデン シングユニット	不活性のフルオロカーボン (非共沸混合冷媒を含む。) 及 び CO2 を冷媒として用いる容積形圧縮機、凝縮器又は ガスクーラ及び附属機器 (受液器など) から成るコンデ ンシングユニット (ルームエアコンディショナや自動車 用エアコンディショナのような、あらかじめ特定の蒸発 装置と組み合わせて使用するコンデンシングユニットを 除く)	冷凍能力 (kW) / 消費電力 (kW) 80% 以 上
エネルギー管理設 備	新設	エネルギーマネ ジメントシステ ム	計測・見える 化・制御等の機 能を備えたエネ ルギーマネジメ	見える化機能の実現及びエネルギー管理支援サービスに 必要な項目の計測、電力・ガスその他エネルギーを含め 1 か月以内の工場・事業場全体のエネルギー使用量の統 一単位 (原油換算 kL) での閲覧、運用改善に資するデー	原油換算省エネルギー 量 (kL) 3 % 以上削減 (新設の建屋に導入す る場合は、一般的な標

			ントシステム (EMS)	タの表示・確認、エネルギー管理支援サービスに必要な制御、省エネルギー更新設備や他既存設備に対し自動でエネルギーを削減する制御、EMSによる制御効果を把握するために必要な制御ログ等の取得・保存を行えるもの。	準値と比較)
		凍結防止ヒータ 用節電器	凍結防止ヒータ の消費電力を低 減させるための 節電器	給水配管等の凍結防止に用いる発熱部を備えたヒータの消費電力を低減させるため、ヒータと電源の間に接続し、温度制御技術等を用いてヒータ温度を一定に制御するもの。	消費電力量 (kWh) 50% 以上削減
E V用充電器	新設	充電器	JIS D 0115 電 気自動車用語 IEC01851(充電 器))	電気自動車の電池に電気エネルギーを供給する装置 (た だし、車両、電動機・制御装置及び電池に関するものを 除く。)	—
恒温設備	更新	チラー (冷却水 循環装置)	JIS B 8613 (ウォータチリ ングユニッ ト)、JRA 4066 (ウォータチリ ングユニット)	容積形電動圧縮機・蒸発器・凝縮器などによって冷凍サ イクルを構成し、水の冷却又は加熱を行うウォータチリ ングユニット、水又はブライン (不凍液) を用いる空気 調和用に供するもの以外のチリングユニットを含むも の。	定格冷暖房能力 (kW) / 定格消費電力 (kW) 2.0 以上
		一般・業務用 ヒートポンプ式 給湯器	JIS C 9220 (家 庭用ヒートポン プ給湯機) JRA 4060 (業務用 ヒートポンプ給 湯機)	(家庭用ヒートポンプ給湯機) 主に家庭における入浴・洗面などに用いる温水の供給設 備用に設計・製造した給湯機であって、二酸化炭素 (CO ₂) 又はハイドロフルオロカーボン (HFC) を冷媒と して用いた電動圧縮式・空気熱源方式のヒートポンプ・ 貯湯タンク・制御機器・リモコンなどで構成するもの。 (業務用ヒートポンプ給湯機) 業務用建物における洗面・入浴・洗浄など衛生用途に用 いる給湯設備のために設計・製造された給湯機であっ て、二酸化炭素 (CO ₂) 又はハイドロフルオロカーボン (HFC) を冷媒として用いた電動圧縮式ヒートポンプ方 式のもの。	省エネ基準達成率 100% 以上※ 1
		潜熱回収型給湯 器 (ガス・石 油)	JIS S 2109 (家 庭用ガス温水機 器)	燃焼ガスの顕熱を回収する熱交換及び燃焼ガス中の水蒸 気を持つ潜熱を回収するための熱交換器を有するもの。	性能基準給湯熱効率 (定格) が 94%以上 (高位発熱量基準) 又は 省エネ基準達成率 100%

		高性能ボイラ	JIS B 8201 (陸用鋼製ボイラー構造)、JIS B 8203 (鋳鉄ボイラー構造) 及び JIS B 8222 (陸用ボイラー熱勘定方式) で定める陸用ボイラ、JIS B 8417 (真空式温水発生機)、HA-008 (真空式温水発生機)、JIS B 8418 (無圧式温水発生機)、HA-010 (無圧式温水発生機)	(陸用ボイラ) 陸用鋼製・鋳鉄製の蒸気ボイラ及び温水ボイラ (陸用ボイラ) 並びに附属設備及び附属品 (車両用及び移動式のもの、電気ボイラ及び油だき温水ボイラ等を除く。) であって、火炎・燃焼ガス・その他の高温ガスによって、蒸気又は温水を発生させるもの。 (真空式温水発生機・無圧式温水発生機) 灯油・A 重油・都市ガス又は液化石油ガスを燃料とし、定格出力が 46.5kW 以上のもので、主として、給湯、暖房及び循環加温などに用いる真空式温水発生機又は無圧式温水発生機。	以上※1 ボイラ効率 90%以上
熱電併給設備	更新	高効率コージェネレーション	JIS B 8123 (コージェネレーションシステム用語) で定めるコージェネレーションシステム	単一又は複数のエネルギー資源から、電力 (又は動力) 及び有効な熱を同時に発生させ、供給及び利用するシステムであり、主要機器としてコージェネレーションユニット (原動機・発電機・排熱回収装置などからなる装置)、系統連系装置、排熱利用装置などからなるもの。	総合効率 75%以上又は発電効率 30%以上
電気制御設備	更新	変圧器	JIS C 4304 (配電用 6 kV 油入変圧器) JIS C 4306 (配電用 6 kV モールド変圧器)	(配電用 6 kV 油入変圧器) 一般の受配電の目的に用いる特定機器に対応した、ビル・工場などにおいて、配電電圧 6 kV から使用機器に合わせて 600V 以下の低電圧に降圧するために電気の需要家が受配電設備として設置する油入変圧器であり、単相 10kVA 以上 500kVA 以下及び三相 20kVA 以上 2,000kVA 以下、定格周波数は 50Hz 又は 60Hz のもの。 (配電用 6 kV モールド変圧器) 一般の受配電の目的に用いる特定機器に対応した、ビ	省エネ基準達成率 100%以上※1

				ル・工場などにおいて、配電電圧 6 kV から使用機器に合わせて 600V 以下の低電圧に降圧するために電気の需要家が受配電設備として設置するモールド変圧器であり、屋内用自冷式のもの（単相 10kVA 以上 500kVA 以下及び三相 20kVA 以上 2,000kVA 以下、定格周波数は 50Hz 又は 60Hz）。	
		産業用モータ	JIS C 4034（回転電気機械）で定める電動機から構成されるモータ単体、ポンプ、送風機、圧縮機であり、インバータ制御の機能を有するもの	車両用回転電気機械を除く各種の電動機であり、インバータ制御の機能を有するモータ単体、ポンプ、送風機及び圧縮機。	省エネ基準達成率 100% 以上※ 1
建物付属設備	更新	複層ガラス、真空ガラス及びサッシ	JIS R 3209（複層ガラス） JIS R 3225（真空ガラス） JIS A 4706（サッシ）	建築物の外壁の窓として使用する木製、樹脂製、アルミ木複合製又はアルミ樹脂複合製のサッシ（天窓は除く。）であり、複層ガラス（ガラスが 2 枚のみの場合は、Low-E ガラスに限る。）又は真空ガラスを有するもの。 建築物の窓として使用する複層ガラス単体（ガラスが 2 枚のみの場合は、Low-E ガラスに限る。）又は真空ガラス単体を含む。	更新前と比較して熱貫流率（W/m ² ・K）の改善が見込まれること
	新設	風除室	JIS A 4702（ドアセット）、JIS A 4706（サッシ）、JISH4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材）	主として建築物の外壁面及び屋内隔壁の出入口として用いる手動開閉操作を行うスイング及びスライディングのドアセット及びサッシによって構成され、玄関外側に設置する風や雪などを避けるための前室	—
	新設	カーポート	JIS A 6604（金属製簡易車庫用構成材）で定め	凍結や日射熱の影響を軽減し、アイドリング時間削減による燃費向上、CO ₂ 排出量削減の効果を目指すことを目的として設置するもので、屋根及び柱で構成され、壁の	—

			る簡易車庫、 JISH4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）、及び JIS 規格に定める屋根材	ない簡易的な駐車施設	
	更新 新設	エントランスドア	JIS A 4702（ドアセット）、JIS A 4706（サッシ）	主として建築物の外壁面及び屋内隔壁の出入口として用いる手動開閉操作を行うスイング及びスライディングのドアセット及びサッシによって構成される玄関ドア	更新の場合は、更新前と比較して熱貫流率（ $W/m^2 \cdot K$ ）の改善が見込まれること
再エネ設備	新設	太陽光発電システム（自社の既存建物等への設置かつ、事業用として明確に使用する場合のみ対象）	JIS C 8960（太陽光発電用語）及び JIS C 8905（独立形太陽光発電システム通則）で定める独立形太陽光発電システム及び系統連系形太陽光発電システム、IEC61215（パネル及び太陽電池モジュール）	（独立形太陽光発電システム） 商用電力系統から独立して電力を供給するものであり、光起電力効果によって太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成した装置及びこれらに附属する装置（太陽電池アレイ、主幹制御監視装置、パワーコンディショナ、蓄電装置）。 （系統連系形太陽光発電システム） 商用電力系統に接続し、電力の送出及び受取を行うものであり、光起電力効果によって太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成した装置及びこれらに附属する装置（太陽電池アレイ、主幹制御監視装置、パワーコンディショナ、蓄電装置）。	太陽光パネルの最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の出力が 1 kW 以上 50 kW 未満に限る。なお、過積載率（太陽光パネルの最大出力の合計値÷パワーコンディショナの定格出力の合計値×100）は 100% 以上とすること。（10kW 未満の場合を除く。）
	新設	木質バイオマスエネルギー利用設備	木質チップ、木質ペレット、薪等を燃料とするストーブ、ボイラ及び必要な付帯設備	木質バイオマスを燃料とする熱利用を目的とした施設の整備であり、補助対象事業費が 500 万円未満のものであること。なお、燃料とする木質バイオマスについては、長野県内で生産されたものの使用に努めること。	

※1 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく省エネ基準（トップランナー基準）がない場合は、エネルギーコスト削減効果（通年エネルギー消費効率：APF、固有エネルギー消費効率：発光効率、年間加熱効率、年間消費電力量の削減効果等）が更新前の設備より高くなっていること。

別表 3（第 7 条関係）

区 分	法人	個人
ア 保育施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金事業所・施設別申請額一覧（様式 1－1 号）	○	○
イ 事業計画書（様式第 1－2 号）	○	○
ウ 定款その他の基本約款の写し及び登記事項証明書（商業登記及び設備を更新する保育施設等の不動産登記）	○	
エ 直近の法人税確定申告書の写し	○	
オ 所得税確定申告書の写し		○
カ 県税の納税証明書（未納がない証明書。証明日が申請日以前 3 箇月以内のもの）	○	○
キ 住民票の写し及び登記事項証明書（設備を更新等する保育施設等の不動産登記）（発行日が申請日以前 3 箇月以内でマイナンバーの記載のないもの）		○
ク 対象設備確認書（様式第 1－3 号）	○	○
ケ 設備設置承諾書（様式 1－4 号）（建物の所有者と設備の設置者が異なる場合のみ提出）	○	○
コ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第 1－5 号）	○	○
サ 役員一覧（様式第 1－5 号別紙）	○	
シ その他補足資料	必要に応じて添付	